

令和6年度 領事手数料

	種 別	手数料(ユーロ)		
		令和5年度 <small>(2024年3月31日までに申請を受理したもの)</small>	令和6年度 <small>(2024年4月1日以降に申請を受理したもの)</small>	
旅券関係	10年旅券		114.00	107.00
		未交付失効後5年以内の申請(注1)	157.00	148.00
	注1: 受取期限(発行日から6か月)までに旅券を受領しなかった場合(未交付失効)で、失効日(発行日から6か月経過の日)から5年以内の次回申請時手数料[2023年3月27日以降に申請を受理したものから適用]			
	5年旅券(12歳以上)		79.00	74.00
		未交付失効後5年以内の申請(注1)	121.00	114.00
	5年旅券(12歳未満)		43.00	40.00
		未交付失効後5年以内の申請(注1)	86.00	81.00
	残存有効期間同一旅券		43.00	40.00
	同上	未交付失効後5年以内の申請(注1)	86.00	81.00
	渡航書の発給		18.00	17.00
証明関係	在留証明		9.00	8.00
	出生, 婚姻, 死亡等身分上の事項に関する証明		9.00	8.00
	翻訳証明		31.00	30.00
	署名又は印章の証明	イ. 官公署に係るもの	32.00	30.00
		ロ. その他のもの	12.00	11.00
	遺骨証明		18.00	17.00
その他の証明 (運転免許抜粋証明等)		15.00	14.00	
査証関係	入国査証(シングル)	一般	21.00	20.00
		インド人	6.00	6.00
	入国査証(マルチ)	一般	43.00	40.00
		インド人	6.00	6.00
	通過査証	一般	5.00	5.00
		インド人	1.00	1.00
	再入国の許可の有効期間の延長		21.00	20.00
難民旅行証明書の有効期間の延長		18.00	17.00	

※上記以外の手数料については、当館領事班にお問い合わせください。

※年度をまたぐ手続きの手数料については、申請日時点での手数料額を交付時に徴収します。
(例) 3月31日申請受理、4月1日交付の場合、前年度の手数料額を交付時に徴収)

※年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。

この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳が加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。
このため、手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し
適用されます。